

第 2 回 栗 東 市 子 ども ・ 子 育 て 会 議 会 議 録 要 旨

日時・場所	平成 25 年 9 月 24 日 (火) 午後 6 時 30 分 ~ 午後 8 時 10 分 栗東市役所 2 階 第 1 会 議 室
出席委員	明田弘美委員、岩崎洋子委員(会長)、鎌田容子委員、川村紘一郎委員、木築野百合委員、倉田充子委員、柴田美知代委員、田川典子委員、田中裕委員、田中康人委員、寺井利彦委員(副会長)、中川竜一委員、夏見きみ子委員、西尾悦子委員、森和代委員、築田美樹委員、龍後治美委員
欠席委員	なし
事務局	健康福祉部長、幼児課長、幼児課参事、幼児課課長補佐、健康増進課長、健康増進課課長補佐、子育て応援課長、子育て応援課課長補佐、子育て応援課子育て支援係担当
事 項	1. 開会 2. 市民憲章唱和 3. 挨拶 4. 議事 (1) 栗東市の子ども・子育て施策の現状について【資料 1】 (2) ニーズ調査の実施について【資料 2 ~ 資料 6】 5. その他 (1) 第 3 回 栗東市子ども・子育て会議の開催について 6. 閉会

1. 開会

2. 市民憲章唱和

3. 挨拶

会長

先日の台風 18 号で、本市は大変な被害を受けた。お亡くなりになられた方のご冥福をお祈り申し上げるとともに、被災された方々の一日も早い復旧をご祈念申し上げます。

前回の会議は、事務局の資料説明に終わった感がある。本日は、資料説明はごく簡潔にして、委員の皆さまのご意見を聴かせていただき、会議の充実に努めて参りたい。ご協力をお願いする。

- ・事務局が前回欠席の委員の紹介を行った。
- ・事務局が事務局職員の交代を報告した(健康増進課母子保健係長に替わり健康増進課課長補佐が出席)。
- ・事務局が、委員全員の出席があり定足数を満たしていることから、本日の会議が成立することを報告した。また、この段階で傍聴希望者がいないことを報告した。
- ・事務局が資料の確認を行った。

4. 議事

会長 前回の会議において、本会議は原則公開とするが、会議の公正かつ円滑な運営に支障が生ずると認められるなどの場合は非公開とすることに決まった。本日の議事について、非公開とすべき事項はあるか。

・意見なし。これにより、本日の会議はすべて公開となった。

(1) 栗東市の子ども・子育て施策の現状について

・事務局が資料の説明を行った。 【資料1】

委員 9ページの養育支援訪問事業について、年度によって件数にばらつきがある。どのような把握の仕方をしているのか。

事務局 電話相談は除き、支援員が実際に訪問して相談を受けた件数をカウントしている。その中には、自立支援なのか家庭事情なのか曖昧な部分もある。そのような複雑なケースがあれば、その年は件数が増える。また、訪問相談は支援員だけでなく保健師なども行っているので、支援対象者の状況によって件数は変動する。転出入の状況にも左右される。

委員 ケースの件数か、のべ相談件数か。

事務局 のべ訪問相談件数である。

委員 平成22年度の273件から平成23年度の88件と、件数の減少が大きい。支援員の数が減っているということはないのか。

事務局 支援員は、年度によっては2人体制の年もあるが、基本的には1人で対応している。支援員1人が対応できる件数には限りがある。相談は訪問だけでなく電話でも受けているので一概に言えないが、平成22年度の273件はかなり混んだ状態での対応だと言える。ただし、数字についてはもう少し精査してご報告申し上げたい。

委員 子育て支援の10事業についてはいずれも、利用者数や実施件数の増減の報告に留まっており、本市としての課題認識が明確になっていない。草津市や守山市など他市と比較したときの10事業の過不足について、市としての考えを聴かせてほしい。

事務局 乳児家庭全戸訪問事業は、病院で受ける1か月健診と市で受ける4か月健診の間で、希望されたご家庭に対して訪問相談を実施するもので、これについてはマンパワーなどの影響はあまりないと考える。
妊婦健康診査は、母子手帳の交付と併せて妊婦健康診査受診券を交付し、病院で受診していただくことになっており、人的な影響や近隣市町村との差異が出るようなものではない。
養育支援訪問事業は、確かに市町村の特性、例えば、若い世代が多い少ないといったことやマンパワーの影響などにより差異があるかもしれない。
学童保育所と児童館は、全小学校区に設置している。ただ、児童館については、地域子育て支援センターを拠点とする中での児童館ということで、開館日を設定しての支援という形をとっている。
ファミリー・サポート・センター事業やショートステイ事業については、市単独で施設整備をするのは難しく、現在実施できていない。草津市や

守山市でも事業所に委託をしての実施となっており、市町村独自で事業を実施しているところは近隣にはない。

第1回会議の資料9にもあるように、法定13事業については、現状やニーズ調査での結果を踏まえた上で、現在抱えている課題についてどのように対応していくかが問われている。これらの事業の実施にあたっては、ソフト、ハード両面が関係してくるので、各市町村の地域差により取り組みに差が出てくると思う。

委員 年度途中の転入者は、すぐに希望の園に入所できるのか、それとも、次の年度当初まで待たなければならないのか。また、希望の園に入所できず遠方の園まで通わざるを得ないという状況があるのか。

事務局 0歳児は児童3人につき保育士1人を配置し、1～2歳児については、国の基準は児童6人につき保育士1人となっているところ、本市では児童5人につき保育士1人を配置している。このような中で、年度当初は工夫しながら調整をしているが、年度途中の入所については、特に0～2歳児の入所調整が難しい状況にある。

地域的には、駅前周辺の希望が多い。特に、治田小学校校区では0～5歳人口が増加しており、入所調整が難しくなっている。逆に、治田西小学校校区では0～5歳人口が減少しており、治田西保育園では定員割れとなっている。全国的な問題でもあるが、本市においても保育士の確保が難しい状況にある。

委員 学童保育所について、1クラブ当たりの状況として定員オーバーになっているクラブが多いのか、定員に余裕があり希望者はすぐに入所できるのか、実態を教えてください。

事務局 学童保育所の受け入れ対象は、小学1年生～3年生と要支援児童の4年生～6年生であり、現在、希望者全員が入所可能となっている。ただ、栗東市学童保育連絡協議会、市、委託先である栗東市社会福祉協議会の申し合わせで、4年生～6年生については社会福祉協議会の自主事業として独自に運営されており、定員を超過した場合は自主事業で入所している児童から退所する取り決めとなっている。現在は、そのような状況は生じていないので全員入所となっている。ただ、平成27年度からは1年生～6年生全員が事業の対象となるので、施設規模等を踏まえた中での課題が出てくると思う。

委員 1ページの出生数と8ページの乳児家庭全戸訪問事業の訪問件数の数がかなり違うのはなぜか。本市では、児童虐待や育児不安を抱えた母親の数はさほど多くないと思うが、乳児家庭全戸訪問事業を受けていないご家庭は何か事情があるのか。

事務局 乳児家庭全戸訪問事業は、希望されたご家庭を訪問する事業なので、2人目、3人目になると希望されない方が多く、件数としては出生数の約半数に留まっている。虐待家庭については、養育支援としてではなく、担当窓口である家庭児童相談室にいかにつなげていくかが重要になる。

委員 乳児家庭全戸訪問事業は希望制なのか。

事務局 訪問希望者からのはがきでの申し込みに対して、日程調整をした上で助

- 産師が訪問する形である。
- 委員 はがきは、出生したら全員に配布されるのか。
- 事務局 母子手帳交付時に、全員に対して乳児家庭全戸訪問事業の説明を行っている。ただ、母子手帳を交付する窓口と出生届を提出する窓口が別の場所にあるので、出生届の受付窓口や福祉医療の窓口と連携を取りながら、漏れのないよう努めている。
- 委員 全戸訪問ではないのか。事業の名称は「希望者訪問」とはなっていない。希望しない人の中にこそ、問題のある人が含まれている恐れがある。この事業は対象者全てを訪問することに意義があるということを、事業を実施する側も受ける側も理解することが大切である。
- 事務局 全戸訪問を目指しているが、乳児家庭全戸訪問事業だけでなく、4か月健診を含めた中で全数把握に努めている。4か月健診を受診されなかった時点で、市から連絡を入れて状況確認をすることになっている。ただ、中には、市が実施する4か月健診ではなく、病院で健診を受ける人もいる。そのような人に対しては、次の10か月健診を受けていただくよう働きかけを行っている。
- 委員 また、育児不安のある人を対象にした乳児家庭全戸訪問事業とは別に、病院から直接連絡が入るハイリスク妊婦やハイリスク児へのフォローを行っている。
- 委員 再度確認するが、乳児家庭全戸訪問事業の訪問件数には4か月健診での把握数は含まれていないということか。
- 事務局 助産師が実際に訪問した件数のみである。
- 委員 なお、4か月健診は、96パーセントが受診している。未受診者に対してはまず未受診対応で対応し、それでも対応できないときは養育支援訪問事業につなぐ。それでも対応できないときは保健師が再度訪問し、更には家庭児童相談室につなぐことになっている。このように、関係部署との連携は図っているが、中には訪問に至らないケースもある。
- 委員 乳児家庭全戸訪問事業は国の施策だと思うが、生後4か月までとしているのはなぜか。
- 事務局 1か月健診は出産した病院で受け、4か月健診は市で受けていただく。その間の4か月間を対象にしていると思われる。
- 委員 「生後4か月までのお子さんのいる全ての家庭を訪問し」とあるので、この件数がその年に出生した全員と思われても仕方ない。
- 事務局 確かに紛らわしい表現で、誤解される恐れがある。
- 委員 ちなみに、本市で出産した後、他市町村へ長期里帰りをし、里帰り先で訪問を受ける人もいる。逆に、他市町村で出産した人が市内に里帰りし、訪問を受ける人もいる。
- 委員 子育て支援事業の状況はわかったが、そもそもこの数字が多いのか少ないのかわからない。課題が明らかにならないと議論のしようがない。
- 事務局 ニーズ調査の結果も踏まえ、今回の会議で課題をお示しする。その中で、施策にどのように生かしていけばよいか、議論をお願いしたい。
- 委員 次世代育成支援行動計画後期計画の策定時にニーズ調査を実施し、平成26年度目標量を設定したと思う。その目標量と現状を比べれば、課題が見えてくるのではないか。

事務局 確かに、平成26年度目標量に達していない事業や未実施の事業がある。子ども・子育て支援事業計画の策定過程において、次世代育成支援行動計画後期計画について検証・評価を行い、本市の状況に応じた子ども・子育て支援事業計画を策定していきたいと考えている。その検証・評価についても、この会議に期待しているところである。

会長 各課とも目標に向かって努力をいただいているようだ。しかし、ソフト面、ハード面ともに整備が必要で、目標を達成することが難しいものもある。第1回会議の資料1に、この会議の所掌事務について、「子ども・子育て支援事業計画を策定・変更する際に意見を述べること」「子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項及び当該施策の実施状況について、調査審議すること」とある。目標に少しでも近付くためにはどうしたらよいか、ご意見を頂戴したい。

委員 本市では、乳児家庭全戸訪問事業に民生委員児童委員は関わっていないが、県下では民生委員児童委員が関わっているところはたくさんある。母子保健の観点から助産師が訪問するという現行の取り組みに異論はないが、例えば、4か月健診や10か月健診に地域の民生委員児童委員や主任児童委員が立ち会うことができれば、母親との接点ができ、子育て支援などで協力しやすくなるのではないだろうか。子育て支援の協力者として民生委員児童委員や主任児童委員を位置づけてもらいたい。

(2) ニーズ調査の実施について

・事務局が資料の説明を行った。【資料2～資料6】

委員 資料5の問30だけは、「幼稚園」の記載が抜けている。なぜか。
事務局 記載漏れである。問30にも「幼稚園」を追加する。

委員 資料5の問29の回答欄を数字にしている意図は何か。該当する欄に丸を付けてもらう形でのよいのではないか。また、数字にするにしても、「(1)認知度・利用度」と「(2)利用意向」を別々にするのではなく、「1」から「5」までの通し番号にしたほうがわかりやすいと思う。
事務局 集計をする上で、数字に丸を付けてもらうほうが判りやすいと考えた。より回答しやすい形になるよう検討したい。

委員 0歳～5歳児童数が5,133人、小学校児童数が5,077人ある中で、調査対象を3,000人に設定したのはなぜか。また、回収率はどの程度になるのか。

事務局 次世代後期計画のニーズ調査の回収率は約57パーセントであった。今回も、市の広報やホームページ、公共施設へのポスターの掲示などを通して調査の周知を図ることにより同程度の回収率を目指している。統計学的には、調査の信頼度が95パーセント、誤差が5パーセントの範囲内とした場合、必要になる標本数は400弱である。今回、国から抽出調査が基本であると示されていること、また、クロス集計などを考え、次世代後期計画時の就学前児童：1,500人、小学校児童：750人から対象者数をそれぞれ増やし、計3,000人として潜在ニーズを含

めたニーズの把握に努めることとした。

委員 市民意識調査は、一般的に、市の課題認識と市民の感覚にギャップがある、あるいは、市民も同じような課題認識を持っているなど、市民意識の確認のために行うものではないのか。そういう観点から、もう少し幅広い意見を収集したほうがよいと考え、資料3のナンバー2の意見を出した。今回のニーズ調査では、国のガイドラインがあるとのことだが、どこまでガイドラインで決められているのか、市の裁量でできるのはどこからどこまでかを教えてほしい。

事務局 今回のニーズ調査は、子ども・子育て支援事業計画の量の見込みを適切に行うために調査を実施するものである。設問設計に当たっては、国から示された必須の設問、国から示された任意の設問、市独自の設問の3段階構えになっている。市独自の設問については、次世代後期計画のニーズ調査と経年比較できるような設問を加えている。ただし、ページに限りがあるので、取捨選択した結果、このような案になっている。

委員 区域ごとのニーズ量を出す必要があると思うが、本市では小学校区を単位としているのか。

事務局 教育・保育事業については、今のところ小学校区ごとをイメージしている。

委員 本市における一時預かりの現状をご存知か。資料3のナンバー26の意見に対する市の回答は、「一時預かりは定期的な利用と見なさない」となっているが、現状として一時預かりを毎日利用している人はたくさんいる。理由は保育園に入所できないからである。定期的に一時預かりを利用している人は、資料5の問23- で「その他」に丸を付ければよいのか。選択肢の一つに「一時預かり」を加えるべきではないか。

事務局 実態としてはご指摘のとおりだと思うが、あくまでも一時預かりは不定期利用という想定になっているので、ご理解いただきたい。

委員 この調査は、保育園に入所できなくて一時預かりを定期的に利用している人がどれくらいいるか、そうしたニーズ量を把握するために行うものではないのか。

事務局 一時預かりのニーズ量は、問36で把握できる。

会長 非常に難しい問題なので、事務局として再検討をお願いする。

事務局 10月10日からは調査に入りたいので、調査票の設問についてご意見のある方は、9月27日までに事務局に連絡をお願いする。最終的には、書面での報告をもって調査票の確定とさせていただく。反映できる意見と反映できない意見があることをご了承いただきたい。

5. その他

(1) 第3回栗東市子ども・子育て会議の開催について

事務局 第3回は、平成26年2月25日(火)午後6時30分を予定している。

6. 閉会
副会長

ニーズ調査は広範囲にわたる内容になっている。委員の皆さまには、設問の更なる検討をお願いするとともに、調査票の回収に当たっても特段のご配慮をお願いする。次回からは、調査結果を踏まえた上でいよいよ計画策定に入っていくので、引き続きよろしく願いしたい。

以上。